

## A X I S にじいろ保育園 重要事項説明書

### 1 施設運営者

名 称	A X I S にじいろ保育園
代表者氏名	有限会社 アクシス 代表取締役 宮城 一郎
所 在 地	静岡市清水区入江南町4番4号
電 話 番 号	054-364-7166
法人設立年月日	昭和62年2月13日
定款の目的に定めた事業	小規模保育事業サービスの運営

### 2 事業の目的、運営方針

事業の目的	・児童福祉法に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行う事を目的とする。
運営方針	① ひとりひとりの子どもの心を大切にした伸びやかな保育。 ② 自己肯定感、好奇心の芽を育む保育。 ③ 子どもの為の時間と場所を提供し、家庭的で温かい保育。 ④ 家庭との連携を大切にし、子どもの命と笑顔を守り、共に成長し合う保育。

### 3 施設の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業		
施 設 の 名 称	A X I S にじいろ保育園		
開 設 年 月 日	平成29年4月1日		
施 設 の 所 在 地	静岡市葵区長沼3丁目5番7号		
連 絡 先	電話番号 054-267-0555	F A X 054-267-0556	
事 業 所 番 号	31281		
管 理 者	園長 宮城 恵子		
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	12人	
	満1歳未満の児童【3号】	6人	
職 員 数	15人		
嘱 託 医	かん小児科クリニック	菅 明彦	TEL 054-267-3755
	なお歯科医院	渋谷 直志	TEL 054-295-9907

#### 4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。

#### 5 施設・設備等の概要

敷地	面積	234.63 m <sup>2</sup>	
建物	構造	機造 平屋建	
	延床面積	118.42 m <sup>2</sup>	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	0歳児	1室	20.69 m <sup>2</sup>
	1歳児	1室	24.24 m <sup>2</sup>
	2歳児	1室	14.98 m <sup>2</sup>
		室	m <sup>2</sup>
		室	m <sup>2</sup>
		室	m <sup>2</sup>
		室	m <sup>2</sup>

本園では「静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

#### 6 職員の状況（令和4年7月1日現在）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	保育士・幼稚園教諭	人	
副主任	1人	保育士・幼稚園教諭	人	
保育士	6人	保育士・幼稚園教諭	3人	保育士・幼稚園教諭
看護師	人	看護師・保健師	人	看護師・保健師
栄養士	1人	管理栄養士	2人	栄養士・調理師・調理員
保育補助	人	保育士		
	人		人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

## 7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

### (1) 保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

### (2) 毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、別紙のとおりです。

### (3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

### (4) 健康診断

#### ①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、連絡帳に記載します。

#### ②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

### (5) その他

子育て支援事業の実施。

## 8 利用料金

### (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

本園に対し、支給認定を受けた市町が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額
カラー帽子	全園児	900円
氏名印	全園児	360円
スポーツ振興センター共済保険	全園児	315円

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費、写真代等必要な実費は随時お知らせします。

(3) 延長保育について

対象	保育時間	保育料
保育短時間認定	午前7時～午前8時30分	200円
	午後4時30分から午後6時まで	200円
	午後6時から午後7時まで	200円
保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	100円

※延長保育料は、保育料と一緒に引落を行います。

保育料が発生していないお子さんは、月末に請求書を発行します。

翌月10日までに現金を、事務室までお持ちください。

## 9 保育料お支払方法

保育料（利用者負担額）についてですが、原則、口座引き落としとなります。

- (1) 口座振替払（引落日：翌月20日）
- (2) 現金払（納付期限：翌月末日まで、事務室まで持参）

## 10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が満3歳を迎え、その年度が終了したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 11 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容	医療費、障害見舞金、死亡見舞金

加入保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	小規模保育総合補償制度
保険の内容	施設賠償責任・傷害保険

## 13 非常災害時の対策

別紙のとおり

入園のしおり 5 ページを参照

#### 14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 宮城 恵子
-------------	----------

#### 15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	副主任 石川 ゆかり
苦情解決責任者	園長 宮城 恵子
第三者委員	弁護士 小池 賢 tel : 054-266-3680 長沼3丁目民生委員 山下 弥生 tel : 054-261-7704
付方法	文書、電話及び面談にて受け付けします。

保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：AXISにじいる保育園 園長 宮城 恵子<sup>㊞</sup>

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：\_\_\_\_\_

保護者氏名：\_\_\_\_\_ <sup>㊞</sup>

児童との続柄：\_\_\_\_\_

児童氏名：\_\_\_\_\_